平成２２年（フ）第７８１号
広島市南区大州１丁目４番18―104号
破産者　齊藤　　明
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８２号
広島市南区大州１丁目４番18―104号
破産者　齊藤　恵美
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１号
広島市安佐北区安佐町大字飯室3011番地１、開始決定時の住所広島市佐伯区五月が丘５丁目25番５号
破産者　伊藤　修二
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０１号
広島市東区牛田本町４丁目３番38―301号
破産者　杉田　喜彦
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７号
徳島市津田浜之町６番２―221号
破産者　藤本　貞憲
1　決定年月日　平成24年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６号
青森市茶屋町24番５号
破産者　福嶋　洋子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
岩手県奥州市江刺区伊手字八幡61番地５、開始決定時の住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢685番地２
破産者　菊地　幸一
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１８２号
山形市小白川町５丁目27番20―102号
破産者　南條　伸二
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０４号
山形市鳥居ケ丘27番４号　セゾン鳥居ケ丘202号、開始決定時の住所山形市山家町２丁目８番８－９号
破産者　鈴木　孝一
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３４号
福島県郡山市富久山町北小泉字山中95番地の３、破産手続き開始決定時の住所福島県郡山市富久山町福原字一斗蒔田28番地の６
破産者　梅田　力秀
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２４１５号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎１丁目２番47―304号　サーパス茅ヶ崎駅前
破産者　島津　賢治
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７３号
石川県野々市市高橋町15番21号　大岳ハイツ103、従前の住所石川県白山市白山町子50番地１
破産者　吉本　昇一
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９３号
東京都中央区勝どき３丁目１番４号　リオフレンテ308号室、住民票上の住所金沢市高畠１丁目205番地、従前の住所金沢市神田２丁目10番７号、従前々の住所東京都江東区大島５丁目32番５―1108号
破産者　橋本　竜一
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
静岡県下田市柿崎７番13号　岩田ハイツＢ１、旧住所静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂504番地の１
破産者　石井　勝海
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１８号
静岡県下田市柿崎７番13号　岩田ハイツＢ１、旧住所静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂504番地の１
破産者　石井とみゑ
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２３５号
愛知県豊橋市北島町字北島189番地４　Ｂ―203、開始決定時の住所愛知県豊橋市つつじが丘１丁目５番地の５　503
破産者　鈴木　吉美
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３４７号
愛知県豊川市宿町寺前66番地１　フォーテック寮203、住民票上の住所愛知県豊橋市弥生町字東豊和90番地の１
破産者　吉田　秀夫
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３０号
宮崎県都城市高城町桜木208番地
破産者　野﨑　惠子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部